

令和 7 年度

受付
番号

種 目 番 号
—

連絡先

委託担当

課名

維持保全課

担当者

松本 祐磨

電 話

045-671-7223

設 計 書

1 委 託 名 港湾局管内路面下空洞調査業務委託(7-2)

2 履 行 場 所 鶴見区大黒ふ頭地内

3 履行期間 期間

又は期限 期限 令和 7 年 12 月 26 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 前金払 する しない

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分、 場所)

7 委託概要 探査車による空洞調査(一次調査) 36.0km

ハンディ型レーダ探査(一次調査) 0.1km

詳細調査(二次調査) 20箇所

空洞調査解析 36.1km

8 部分払い
 する(2 回以内)

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金額(業務価格) (概算金額)
調査業務	4～8月	(1)	式		
調査業務	9～12月	(1)	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算契約の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額 (¥)

内訳 業 務 価 格 (¥)

消費税及び地方消費税相当額 (¥)

委 託 費 内 訳 表

費 目 ・ 工 種 種 別 ・ 細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
調査業務費	式	(1)			
純調査費	式	(1)			
直接調査費	式	(1)			
路面下空洞調査	式	(1)			第 1 号内訳書
間接調査費	式	(1)			
安全費	式	(1)			第 2 号内訳書
旅費交通費	式	(1)			
施工管理費	式	(1)			
諸経費	式	(1)			
技術業務価格	式	(1)			
業務原価	式	(1)			
直接原価	式	(1)			
直接人件費	式	(1)			
空洞調査解析	式	(1)			第 3 号内訳書

委 託 費 内 訳 表

費 目 ・ 工 種 種 別 ・ 細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接経費	式	(1)			
電子成果品作成費	式	(1)			
間接原価	式	(1)			
その他原価	式	(1)			
一般管理費等	式	(1)			
業務価格	式	(1)			(万円止)
消費税及び地方消費税相当額	式	(1)			
業務費計	式	(1)			

第1号内訳書		路面下空洞調査			1式当り	
名称 規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要	
探査車による空洞調査 (一次調査)	km	(36.0)				
ハンディ型レーダ探査 (一次調査)	km	(0.1)				
詳細調査 (二次調査)	箇所	(20.0)				
合計	式	(1.0)				

第2号内訳書		安全費			1式当り	
名称 規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要	
車道部規制費 (タイプA) (二次調査)	日	(1.0)				
車道部規制費 (タイプB) (二次調査)	日	(6.0)				
合計	式	(1.0)				

第3号内訳書		空洞調査解析			1式当り	
名称 規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要	
打合せ・協議 (着手・中間2回・完了)	式	(1.0)				
計画準備	式	(1.0)				
現地踏査	km	(5.9)				
空洞調査解析	km	(36.1)				
詳細調査資料作成	箇所	(20.0)				
報告書作成	式	(1.0)				
合計	式	(1.0)				

委託業務仕様書（横浜市港湾局）

（令和5年3月24日）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

仕様書等（使用は☑）

- | | | | |
|-------------------------------------|---|------------------------------|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 1 | 土木設計業務共通仕様書（横浜市） | [入手先]
※1 |
| <input type="checkbox"/> | 2 | 設計委託の照査に関する特記仕様書（横浜市港湾局） | |
| <input type="checkbox"/> | 3 | 測量業務共通仕様書（横浜市） | ※1 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 4 | 地質調査業務共通仕様書（横浜市） | ※1 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 5 | 委託成果品の電子納品等に関する特記仕様書（横浜市港湾局） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 6 | その他（別添仕様書及び特記仕様書） | |

上記仕様書等で適用すべきとされている基準類が改定された場合には、それに従うものとする。

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 個人情報取扱特記事項 | [入手先]
※2 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 電子計算機処理等の契約に関する特記事項 | ※3 |

適用図書等の入手先

※1 横浜市ウェブサイト トップページ>市の情報・計画>財政・会計>公共事業の総合調整>

公共工事の設計・施工関係>土木設計・測量・地質調査業務共通仕様書について>

土木設計・測量・地質調査業務共通仕様書について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>

※2 横浜市ウェブサイト トップページ>市の情報・計画>行政運営・監査>

情報公開・個人情報保護>個人情報保護制度>市の個人情報保護制度の概要

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjoyohogoseido.html>

※3 横浜市ウェブサイト トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>

港湾>公共工事等について>仕様書（港湾）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/kouji/tokki.html>

委託成果品の電子納品等に関する特記仕様書

令和6年9月2日

横浜市港湾局

(以下□にチェックのあるものを対象とする。)

1 電子納品

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。

ここでいう電子成果品とは、各電子納品要領・基準に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データを指す。ただし、本特記仕様書及び監督員との協議により定めた場合はこれによるものとする。

なお、本業務での電子納品の対象範囲は以下のものとする。

- (1) 報告書
- (2) 図面類
- (3) 写真類
- (4) その他 (測量成果、地質・土質調査資料等)

2 成果品の提出

成果品は、要領等に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副各1部提出する。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領等の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては「電子納品運用ガイドライン」、「電子納品運用手順書（案）」を参考にするものとする。

また、成果品の提出の際には、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

3 電子納品以外の成果品

電子納品以外に、特記仕様書等にて明示のある場合はそれに従い提出するものとする。

4 その他

.....
.....

・横浜市の電子納品要領・基準等のホームページ（以下URL）参照

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/vokohamadensi.html

港湾局管内路面下空洞調査業務委託（7-2）特記仕様書

1 総則

（1）本委託は、本特記仕様書のほか、横浜市契約規則等に基づき実施するものとする。

（2）本委託は、「地質調査業務共通仕様書（令和7年3月）横浜市」を適用する。

※財政局公共施設・事業調整課のホームページに掲載されております。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyou.html>)

2 細則

（1）業務の目的

本業務は、路面下空洞探査車を使用して、空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行い、災害時においても物流機能の継続性を確保するための維持管理に資することを目的とする。

（2）業務の内容

作業区分：一次調査 原則として昼間作業

二次調査 原則として昼間作業

（3）協議・打合せ

本業務では業務着手時、中間報告時(2回)、業務完了時の計4回、協議打合せを行う。各打合せ時に以下の書類を提出し、担当監督員の承諾を得る。

- ① 業務着手時：計画書
- ② 中間報告時：一次調査結果報告書、二次調査結果報告書
- ③ 業務完了時：報告書

（4）計画書の作成

本業務の着手にあたり計画書を提出し、監督員の承諾を得る。「計画書」の記載事項は次の通りとする。

- ① 業務目的
- ② 業務概要
- ③ 実施方針
- ④ 調査工程
- ⑤ 実施体制及び緊急連絡体制
- ⑥ 秘密の保持
- ⑦ 成果品
- ⑧ 安全管理
- ⑨ 添付資料：探査機器性能証明資料

(5) 調査結果報告書の作成

一次調査完了及び二次調査完了時は、各結果報告書を提出し、監督員の承諾を得る。
各結果報告書の記載事項は次のとおりとする。

- ① 一次調査結果報告書
 - ア 調査箇所及び実施数量表
 - イ 一次調査結果
 - ウ 異常箇所調書（異常信号位置及び取得データを各箇所毎にとりまとめたもの）
 - エ 実施数量内訳
 - オ 現場履行写真
- ② 二次調査結果報告書
 - ア 二次調査結果
 - イ 空洞調査調書（調査信号位置及び取得データを各箇所毎にとりまとめたもの）
 - ウ 現場履行写真

(6) 調査対象箇所

本業務における調査の場所は、別添「案内図」に示す。

なお、本業務履行中に上記以外の調査場所が発生した場合は監督員と協議する。

(7) 再委託

受託者は、下記に示す本業務における主たる部分を再委託することはできない。

- ① 総合的企画
- ② 業務遂行管理
- ③ 調査・解析手法の決定
- ④ 現地におけるデータ取得
- ⑤ データ解析
- ⑥ 技術的判断
- ⑦ 報告書の作成

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

(8) 調査・解析

内容は以下のとおりとする。

① 一次調査

路面下空洞探査車（車載型地中レーダ）またはハンディ型地中レーダにより調査を行い、取得記録データを解析して異常箇所を検出する。また、測線の位置については、監督員と協議し決定する。抽出した異常箇所については、前方・左方・右方の3方向の周囲状況を撮影して概略位置を示す。

なお、路面下空洞探査車（車載型地中レーダ）は、一般車両に対し、安全・円滑な交通を確保するとともに、短時間で調査が行える自走式とし、下記に示す性能と同等以上のものとする。

- ア 自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯・調査標識等を装備し、八都県市指定公害車（超低公害車）であるもの
- イ 探査速度は、20～50km/h程度で行えるもの
- ウ 探査深度は、1.5mまで行えるもの
- エ 探査幅は、一走行で2.5m以上行えるもの。

※ 2.5m幅のデータ取得が行えない場合は、複数回計測すること。（これにかかる費用は受託者が負担とする）なお、積算上は全幅員÷2.5mとします。

オ 探査能力は、(縦)50cm×(横)50cm×(厚さ)10cm以上の空洞が確認できるもの
カ 表示・記録は、取得波型データをデジタル処理し、端末画面及び磁気ディスク等で行う。また、距離やその他アイマークを磁気ディスク及びデジタルビデオレコーダー等に同時記録できるもの

また、ハンディ型地中レーダは、下記に示す性能と同等以上のものとする。

ア 探査深度：1.5m程度まで行えるもの。

イ 探査幅は、1m程度行えるもの。

ウ 探査能力：縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が探知できるもの。

② 二次調査

二次調査は、一次調査で抽出した異常箇所において、ハンディ型地中レーダで位置特定及び最終判定後、孔壁断面撮影装置（スコープ）により路面から空洞終端までの削孔断面を撮影・記録し、空洞の発生深度・厚み等を把握する。

調査の手順は以下のとおりとする。

ア 必要に応じて交通管理者より道路使用許可を得る。

イ 地下埋設物の状況を把握し、占用企業者と協議を行って損傷事故の防止に努めると共に、必要に応じて占用企業者の立会いを求める。

ウ ハンディ型地中レーダを使用し、異常信号の位置と範囲及び削孔ポイントを決定する。

エ 決定したポイントについて小口径ボーリングマシン(口径50mm以下)で削孔を行う。削孔殻については監督員との協議による。

オ 削孔口にスコープを挿入し路面下の状況を画像で確認するとともに、孔壁断面を1cm単位で示す性状写真を作成して、空洞の発生深度・厚みや舗装構成を把握する。

カ 削孔跡は、常温アスファルト混合物等により復旧する。

また、孔壁断面撮影装置（スコープ）は、下記に示す性能と同等以上のものとする。

ア 空洞内部の広がりを計測するため、360度全孔壁面を撮影できるもの

イ 路面から空洞終端部までの孔壁断面を連続的にカラー撮影・記録し、柱状写真を作成できるもの

ウ 柱状写真は、路面位置を0cmとし、1cm単位で空洞終端までを明確に写し、空洞の発生深度・厚みを明確に示すもの

なお、ハンディ型地中レーダの性能は、「① 一次調査」で示したものと同等とする。

(9) 業務品質の保証

横浜市は、本業務完了後1年以内に調査路線で道路陥没又は他工事等で空洞が確認された場合、受注者へ協議を求める場合がある。また、空洞の発生原因が天災その他やむを得ないと認められた場合を除き、受託者へ再調査を求める場合がある。再調査については、調査路線の再調査に加え、当時の調査・解析の実施状況及び原因についても明確に報告すること。

なお、再調査に伴う調査費用については受託者が負担するものとする。

(10) 緊急事項の報告

本業務において、データ解析の段階で緊急にスコープ調査を行わなければならない異常信号が抽出された場合、また、スコープ調査で発生深度が極めて浅い空洞箇所を確認した場合は、速やかに監督員にその内容を報告するものとする。

(11) 沿道対策

本業務において、沿道の住民及び道路利用者より苦情等があった場合には、受注者において丁寧かつ適切に対応するものとし、その状況を監督員に報告するものとする。

(12) 成果品

受託者は、業務完了後、下記内容を以下の各項目名に従って記述・記載した報告書1部を印刷製本し、電子データを提出・納品する。

(本文)

- ① 調査概要
- ② 調査方法及び使用機器
- ③ 調査結果
- ④ 空洞発生状況
- ⑤ 調査実績

(添付資料)

- ① 一次調査走行計画図及び調査数量内訳
- ② 一次調査データ閲覧用資料
- ③ 空洞調査調書及び埋設物敷設状況図
- ④ 現場履行写真(カラー)

(参考資料)

- ① 探査原理
- ② 使用機器の探査能力証明資料

なお、上記報告書には以下の内容を含めること

- ア 異常箇所の抽出理由
- イ 空洞発生傾向・原因の分析
- ウ 陥没・空洞発生に対する技術的観点からの考察へ提案
- エ その他・監督員の指示するもの

(納品)

- ① 報告書
- ② 取得データ(一次調査データ・二次調査データ・現場記録写真) 1式
- ③ その他・監督員の指示するもの

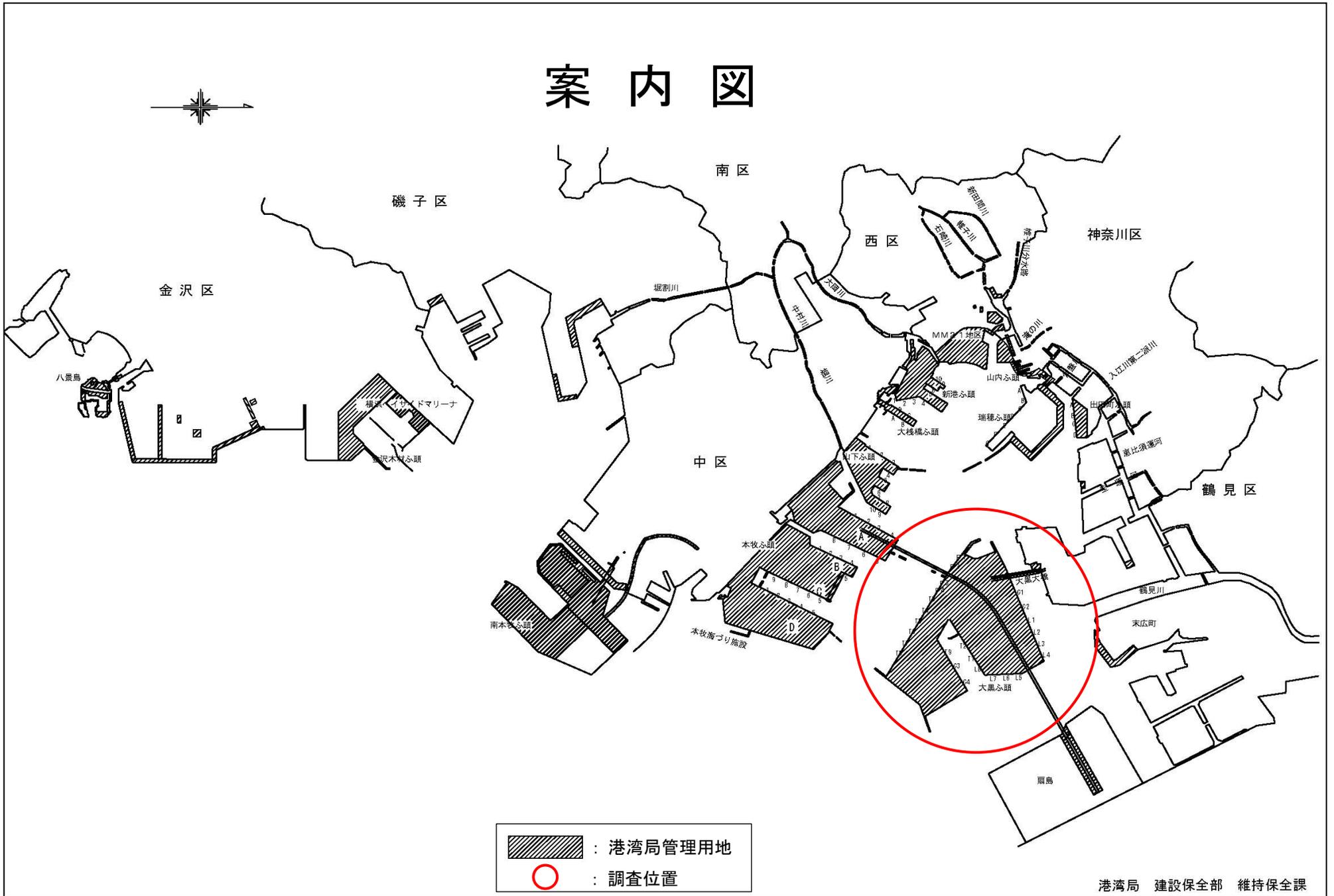
(13) 秘密の保持及び著作権について

- ① 受託者は、本委託業務で知り得た事項を他人に漏らしてはいけない。
- ② 受託者は、成果品(本委託業務の履行過程において得られた記録等を含む)を他人に閲覧、複製又は譲渡してはならない。
- ③ 本委託において、調査、解析した成果品の著作権は横浜市に帰属する。

(14) その他

- ①受託者は、現場調査にあたっては交通状況に即した適切な保安施設を設け安全管理に努めること。
- ②受託者は、本特記仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じた場合、監督員と協議すること。

案内図



 : 港湾局管理用地
 : 調査位置

現 場 説 明 書

□担当局 担当課 港湾局 建設保全部 維持保全課

□担当者 職氏名 技術職員 松本 祐磨

□ 委 託 名 港湾局管内路面下空洞調査業務委託（7－2）

□ 履 行 場 所 鶴見区大黒ふ頭地内

□ 履 行 期 限 契約締結後から令和 7 年 12 月 26 日 まで

□ 仕様書、図面等に明記されていない事項についての説明事項

安全費における車道部規制費（タイプA）は、交通誘導警備員B（昼間）1人と保安資材に要する費用を、車道部規制費（タイプB）は、交通誘導警備員B（昼間）2人と保安資材に要する費用をそれぞれ計上しています。